

### **いたお互いを理解するための場や時間を**

W.



日本自立生活センター自立支援事業所 2013年12月26日発行 第33号

第1回

~障害があることによって困ること、

いやな思いをすることがない社会のために~

2014年2月8日(土) 13:00-16:30

(開場12:30)

会場:西陣織会館3階ホール 京都市上京区堀川通今出川南入

参加費:500円

第1部 基調講演:長瀬 修 さん 立命館大学客員教授

~『障害者権利条約』を京都の文化に(仮)~

第2部 「条例づくりで見えてきたこと、これからの京都(仮)」

京都で障害者の差別をなくすため の条例がつくられようとしていま す。12 月の国会では、国連障害者 権利条約の批准が決まりました。

権利条約をおさらいし、よりよい 京都府条例と、これからの京都の形 を描いていきましょう!

ふるってご参加ください!!

・学主催 障害者権利条約の批准と
かんぜんじっし
完全実施をめざす京都実行委員会・学



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当:横川

TEL:075-682-7950 E-mail:jcil-kyoto@jcil.jp URL:http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html

#### ~介助のある風景~

#### 仲村 英子

2007年1月1日、私はアマゾン川沿いのベレンという街の港にいた。「おめでとう」の電話を自宅にかけ終えて、ふと向かいを見るとアイスクリームの屋台がある。「よし、ふたついっぺんに食べよう!」。両手にコーンを持ち、ルンルン気分でイスに腰掛けようとした瞬間、ズデーン!アイスクリームは飛び散り、あごを思いっきり床にぶつけた。すぐには身動きすらできず、長々とフロアに寝そべっていた。しばらくして現地のおじさんがおそるおそる抱き起こしてくれた。

かねてからの夢、船に乗って「100日間、地球一周一 人旅」に出かけた途中の思わぬ出来事だった。

その後、あごに大きな青あざは出来たものの何事もなく 旅を楽しみ、2月11日帰国。「やっと帰ってきた」と、 家の畳に座り込んだとたん両手が動かなくなった。そして ひと月後、一人では歩けなくなった。いくつかの病院に行ったが、異口同音に「旅行の疲れ。そのうち治ります」と。

それから約半年、病状は徐々に悪くなり、お風呂が母の介助では難しくなってきた。それまでの私は軽度の脳性小児マヒで、何も持たずに歩き、普通に仕事をし、自由に一人でどこへでも行ける生活をしていた。できないことは母が助けてくれたので、なかなかヘルパーさんに介助を受ける、という発想にはならなかった。しかし、ここにきて初めてその必要性を痛感。色々なところに電話をかけ、やっと出会った事業所が JCIL だった。たぶんすぐに対応してもらったのだと思う。最初、他人にお風呂へ入れてもらうことに抵抗を感じたが、実際に介助してもらうと看護師さん同様のプロの仕事で、そんな抵抗心などは吹き飛んだ。

寝たきり状態になってきたので再度の病院回りをした。その結果、手足が動かなくなったのは脳性マヒで首を不自然に動かすため徐々に頚椎から軟骨が飛び出ていて、その軟骨があごを強打したことで中枢神経を傷つけたのが原因、とようやく判明した。それでウガイをすると手足がピリピリしてたんだな、と初めて気がついた。しかし頚椎をボルトやワイヤーで固定する手術法は受け入れがたく、友人の紹介で、翌年、軟骨だけを摘出し、術後の固定もない椎弓法による頚椎手術を受けた。そして5ヶ月のリハビリ入院もしたが、頚椎強打からあまりに時間が経過していたため介助を必要とする生活になった。











私は、二次障害を発症した友人を何人も知っている。いずれ自分も発症するのだろうと漠然と覚悟して、それなりに想像してきた。しかし実際になってみると、今まで付き合っていた全てのひと、仕事、趣味、そういうものから取り残されたようなものすごい孤独感に襲われた。初めて、二次障害になった友人たちの思いを実感した。

今、介助者のみなさんには、起床、入浴、トイレ、病 院や買い物、お散歩など外出、週2回のお泊まり介助を 受けている。母もパーキンソン病を発症しているため、 母も介助が必要で、1 日に何人ものヘルパーさんが我が 家を訪れる。色々なヘルパーさんたちに次々に来てもら って適切な介助を受けると、つい体が動かなくなったこ とを忘れて自由に振る舞っている自分に気付く。それは ヘルパーさんが私の要求していることを敏感に読み取 り、対処くださっているおかげだ。また、ヘルパーさん との会話も実に楽しい。心に色とりどりの風が吹く。そ の風のなんと心地よいことか! それは考えてみると、 常に私が勝手なことを好きなように話しているからでは ないのか? 今までの友人たちとの会話ではこうはいか ない。相手の話を親身に聞くことで、自分のしゃべりも 聞いてもらえる。たまには一方的になることもあるが、 その逆もある。しかし、ヘルパーさんたちとの会話は、 すべて私中心に進む。私が悲しんでいれば慰め、腹を立 てていれば一緒に怒り、嬉しそうにしていれば共に喜び、 幸せそうにしていればニコニコとして対応してくださ る。そうした心のケアに接することも、体が動かなくな った当初の戸惑いや不安を忘れさせ、この体で生きてい く自信のようなものを沸き立たせて、私の心をおだやか にしていく。介助者の存在は、身体的にも精神的にも私 が人間として生きていく上で今やなくてはならないもの になっている。ヘルパーさんやそのコーディネーターの 方々にはいつも無理を言い、苦労をかけている。深く感 謝したい。それから JCIL の活動は、介助者の派遣にとど まらず、福祉行政へ積極的に働きかけ、ハンディのある ものがより質の高い生活を送れるよう努力してくださっ ている。有り難く思うとともに微力ながら私も何かの役 に立てれば、と願う。

(2011年8月15日「自由人70号」より転載)

JCIL は機関誌『自由人』を発行しています。その人気連載である「介助のある風景」や「今、介助に行きます」では、介助をつかっている人、介助をする人が自分の生活や気持ち、生き方を綴っています。いろいろな人がいる!ということをお伝えしたいと思い、この通信でも一部をご紹介していきます。『自由人』についての詳しい情報は日本自立生活センターの金・内藤(075-671-8484)まで。

## 総合支援法に変わったよ! えっ、ほんき? Part29

自立生活満喫中のリツコさん でもあんまり難しい話は苦手・・・



今年も、もう終わりやなー

2013年はどんな年やったかなー?

そやなぁ。障害者施策の制度改革がどんどん 進んだんやね。

#### ほー!

権利条約、権利条約って、前から言うて たけど、ようやく批准したんやね。

そうなんやな。ともかくめでたいことや わ。けど、批准したからといって、なに がどう変わるんだろうなー

うわぁ。重たい課題やわ… やけど、がんばらなあかんな! 言葉だけ立派でもしょうがないしなぁ。

そうやったね。なんどか生活保護や難病の話も たくおさんから聞いていたな。

えぇ~。 改悪法って、家族の扶養義務の強化と か言うてて、障害者の自立に反対するようなや つやんな。

うーん。条約に批准したといっても、まだま だ問題多いなぁ。来年もがんばらな!



障害者制度改革について 勉強中のタクオさん 小難しいこともやさしく(?)解説

うん。はやいねー。もう年末だ。

今年もいろいろあったよね。4月に、自立支援法から 総合支援法になったよ。6月には、障害者差別解消法 が成立したよ。

うん。それで、この前、12月には、ついに! 「**障害者権利条約」の批准が決定!** 

1+1 1 E 13/0/03 0 1/2 E 0 0 0 0 0

けっこう、時間かかったね。それだけ、批准の要件を満たすために、国内法の整備が必要だったってことだよ。

そんな急には変わらないよ。でも、障害者権利条約は、憲 法の次にくる、上位の指針となったよ。自立生活や、差別 禁止、就労、教育等あらゆる場面での参加などの実現に向 けて、これから私たちが内容を実現していかないと。

そうだよね。今年は、障害者制度改革の裏で、生活保護の改悪 や、難病制度の不十分な改革などもあったよ。権利条約の理念 に反するような。

うん。生活保護でいえば、今年の初頭に、突然、生活保護基準額の大幅な引き下げの方針が示され、8月には実行されちゃった。低所得の人をさらにいっそう低所得につきおとす政策。それから、5月ごろに生活保護法の改悪の話ももちあがり、12月の臨時国会で、その改悪法も通ってしまった。

そう。まったくもっておかしいよ。それから、難病対策のこと。 いちおう4月の総合支援法で難病患者もホームヘルプ等が利用で きるようになったし、先月お伝えした難病対策見直し案では、医 療費助成の対象者が広がる予定。でも、支援が必要なのにまだま だ利用できない人がいるし、今回の見直し案で、数万円の負担増 になる人や、今回の見直しでも制度の枠に入れず、重い負担のま まの人がいる。こういう不平等も、権利条約に反するよな一。

そうだね。 道は遠くて険しいけど、一年一年しっかりやっていき たいね。 来年もよろしくお願いしまーす。

### 障害者権利条約批准へ



利条約の承認案が3日、参参加を促す国連の障害者権

12月4日、ついに、国連障害者権利条約に日本が批准することが国会で承認されました!障害者権利条約は、障害のない人との平等な権利保障を謳い、インクルージョン(分け隔てられないこと)、多様性の尊重、自立、機会の均等などが一般原則として規定されています。平等な機会を確保するための「合理的配慮」も義務づけられます。

条約は日本国憲法の次に強い効力をもつので、条約に反する法律や制度はなくすか変更しなくてはなりません。国際的な「ものさし」を日本の社会にあてはめて考えることができるようになります。

多様なあり方が尊重される社会へ一歩前進です。

日本政府は早期締結をめて国内法令を整備してきた。

障害者関係団体でつくる

取り組みをさらに充実させけになる。条約を活用し、は日本の障害者施策の夜明克徳・幹事会議長は「批准

条約は2006年12月に 条約は2006年12月に を守ることをうたう。締 基づくあらゆる差別」の禁 上や、障害者の権利・尊 此や、障害者の権利・尊 上や、障害者の権利・尊 がを守ることをうたう。締 をすくするなど、さまざ をすくするなど、さまざ まな分野で対応を求めら れる。主要8カ国(G8) のうち日米以外の国や中 のうち日米以外の国や中 国と欧州連合が締結済み

で正式に承認される見通し で正式に承認される見通し となった。条約発効から5 年余りでようやく日本の批 作が実現する。

 $\uparrow 2013/12/04$ 

完効から5年、批流

20/3. 12.

朝日新聞朝刊毎日新聞朝刊

### ■参院で障害者権利条約の批准承認

障害者への差別をなくし、社会参加を 促す国連障害者権利条約の批准が、4日 の参院本会議で全会一致で承認された。 政府は批准手続きを進める。同条約は社 会参加のための合理的配慮などを求める 内容で、今年10月現在で138カ国・機関 が批准済み。

### こころとからだをすっきり!ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか?ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪講師は石田久美さんです。

★ヨガ:全身をうごかすヨガ

日 時:1月21日(火)18:15-19:30(OPEN18:00)

場 所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料

\*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

### \*\*\*\*\*Season's Greetings

2013年も本当にありがとうございました。 みなさまのお力のおかけで、無事に一年を終えることができました。

新しい年 2014 年も、みなさまにとって素晴らしい ものなりますようお祈りしています。

これからもどうぞよろしくお願いします。

# 京都府条例の「パブリックコメント」が公表されました!!

「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる 京都づくり条例(仮称)」案の骨子に対する意見が 10 月 4 日 から 31 日に募集されました。JCIL でも、10 月 18 日に骨子 についての緊急学習会を開催し、パブリックコメントを書いて届けました。そのパブリックコメントの内容と、それに対する京都府の考え方が、京都府のホームページで公表されています。

意見は 394 人(団体)より、898 通集まりました。みなさまの ご協力に本当に感謝します。

パブリックコメントは 12 月の京都府議会の委員会でも提示され、府議会議員の方々にも届いています。2 月の議会に京都府より条例案が提案され、条例が制定される運びとなっています。私たちの声を反映した条例がつくられるよう、これからも京都府、議会に注目していきましょう!

パブリックコメントの内容・京都府の考え方はこちらから見る ことができます。↓ぜひご覧ください。

http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/ikenbosyu.html